

万が一に備えて、災害救援活動応援協定！

建設業協会高島支部と市が締結

社団法人滋賀県建設業協会高島支部と高島市は、災害が起こったときに素早い対応により被害を軽減することができるよう「災害時における応急救援活動への応援に関する協定」を結びました。

この協定は、地震や風水害などの災害が発生した場合に、その応急救援活動にあたっては多くの土木資機材や労力が必要となることから、対応可能な建設業者等との連絡体制の確立や資機材・労力の掌握を図り、



ひとたび災害が起これば迅速的確な応急救援活動が実施できるようにしておくため、地域の状況を熟知し、救出活動や復旧に必要な資機材・労力を有する建設業協会高島支部と市との間で、その具体的内容を定めて締結したものです。

11月24日に市役所で行われた調印式では、海東市長と建設業協会高島支部の大山支部長が協定書に調印し、今後緊密な連絡体制を図っていくことが約束されました。市では、生活物資の調達に際しても生活協同組合グループなどと協定を結んでおり、今後も様々な分野で有効な協定を検討し締結することとしています。

(総合防災課)



病院機能評価の認定病院になりました！

公立高島総合病院は、(財)日本医療機能評価機構が行う病院機能評価を受審し、所定の認定基準を達成しているとして、平成17年11月21日付けで認定病院として認められました。当院ではこの認定を励みとし、今後とも質の高い医療サービスの提供に向けて地域住民の皆さまから信頼される病院づくりに努めてまいります。



(病院機能評価受審の経緯)

病院機能評価とは、医療内容を含め病院の総合的な機能について、財団法人日本医療機能評価機構が行っている第三者評価です。この評価機構は、医療機関を学術的・中立的な観点で評価する第三者機関として、厚生労働省などが中心となり設立した団体です。病院機能評価の認定を受けた病院は、平成17年11月21日現在で、全国の9,077病院中1,835病院、20.22%であります。

当院は、病院機能評価を受審することで具体的な問題点を自ら洗い出して改善し、医療サービスの向上と経営基盤の確立を図るため、このたび受審いたしました。評価機構より派遣された7名の先生方による訪問審査



「合同面接調査」



「部署訪問審査」

美の彩展 開催される

第1回高島市美術展覧会結果

- 《高島市美術展大賞》
- 平面の部 藤井徹也「伊那早暁」
- 書の部 古川雅子「漢詩」
- 立体の部 井上三央「柱体の顔」
- 工芸の部 伊丹直子「Fish」
- 写真の部 島崎徳男「歴年」

11月26日から5日間、高島B&G海洋センター体育館で「第1回高島市美術展覧会」が開催されました。

芸術に関心のある市民を中心に実行委員会を組織し、市民の手による市民のための美術展となりました。その結果、昨年まで48回の歴史があった「高島郡美術展覧会」を超える416点の作品が集まり、市になって初の美術展に対する市民の関心の高さや、地域文化を担う高島市の層の厚さがうかがえました。審査員からも作品の質の高さに感嘆の声が上がり、新しい発想・技法の試みが高く賞賛されました。また県内市美術展の中でも最高のレベルの作品の数々に、大賞を選ぶ難しさがあったよつで、予定時間を超え慎重な審査が行われました。



入場者も、同時に開催された「第1回青少年美術展覧会」と合わせて6千人を超え、鑑賞する方面からも文化に対する意識の高さが感じられました。



ご意見をお寄せください！

高島市人権施策推進懇話会を設置

懇話会の設置

21世紀は「人権の世紀」と言われて久しい状況にあります。

昭和23年に世界人権宣言が採択され、その内容を基礎として条約化された国際人権規約は、今154カ国にのぼる世界のいろいろな国で批准されているなど、人権と自由の尊重は、世界的にも極めて重要な事項として認識されています。国際連合を中心に全人類の人権尊重に向けて、様々な努

力がなされてきています。

わが国でも、すべての人々の基本的人権の享有について、日本国憲法に基づき行政と国民が一体となって努力を積み重ねられてきました。結果、人権尊重の精神の涵養や人権の擁護について成果をあげてきましたが、今なお様々な人権問題が現存しています。高島市としましては、人権が尊重される社会、一人ひとりを大切にしていける社会の確立をめざして、市が取り組むべき人権問題および人権施策等について広く意見をいただくため「高島市人権施策推進懇話会」を設置しました。

懇話会は、学識経験を有する方、人権に識見を有する方および関係機関・団体を代表する方々の合計13名の委員で組織されています。今後推進すべき人権施策の基本理念や基本方向等について協議を賜ります。

ご意見をお寄せください。

懇話会では、市民のみならずからのご意見ご提言を

懇話会の開催

	開催日
第1回	11月 8日(火)
第2回	12月20日(火) 予定
第3回	1月26日(木) 予定
第4回	3月 2日(木) 予定
第5回	(未定)
第6回	(未定)

会議概要(議事録)を市役所人権施策推進室に備えています。ごなたでもご覧いただけます。また、高島市のホームページでも公開しています。

意見の提出先
〒520-1592
滋賀県高島市
新旭町北畑565番地
市役所市民環境部
人権施策推進室
TEL (055) 81-255
FAX (055) 81-002
Eメール
jinken@city.takashima.
shiga.jp
(人権施策推進室)